大船渡市
協働のまちづくり検討委員会

平成30年度 第1回会議　資料

平成31年2月8日

目次

１　地区の概要

２　地区の現状

３　本委員会設置の趣旨

１　地区の概要

大船渡市の概要

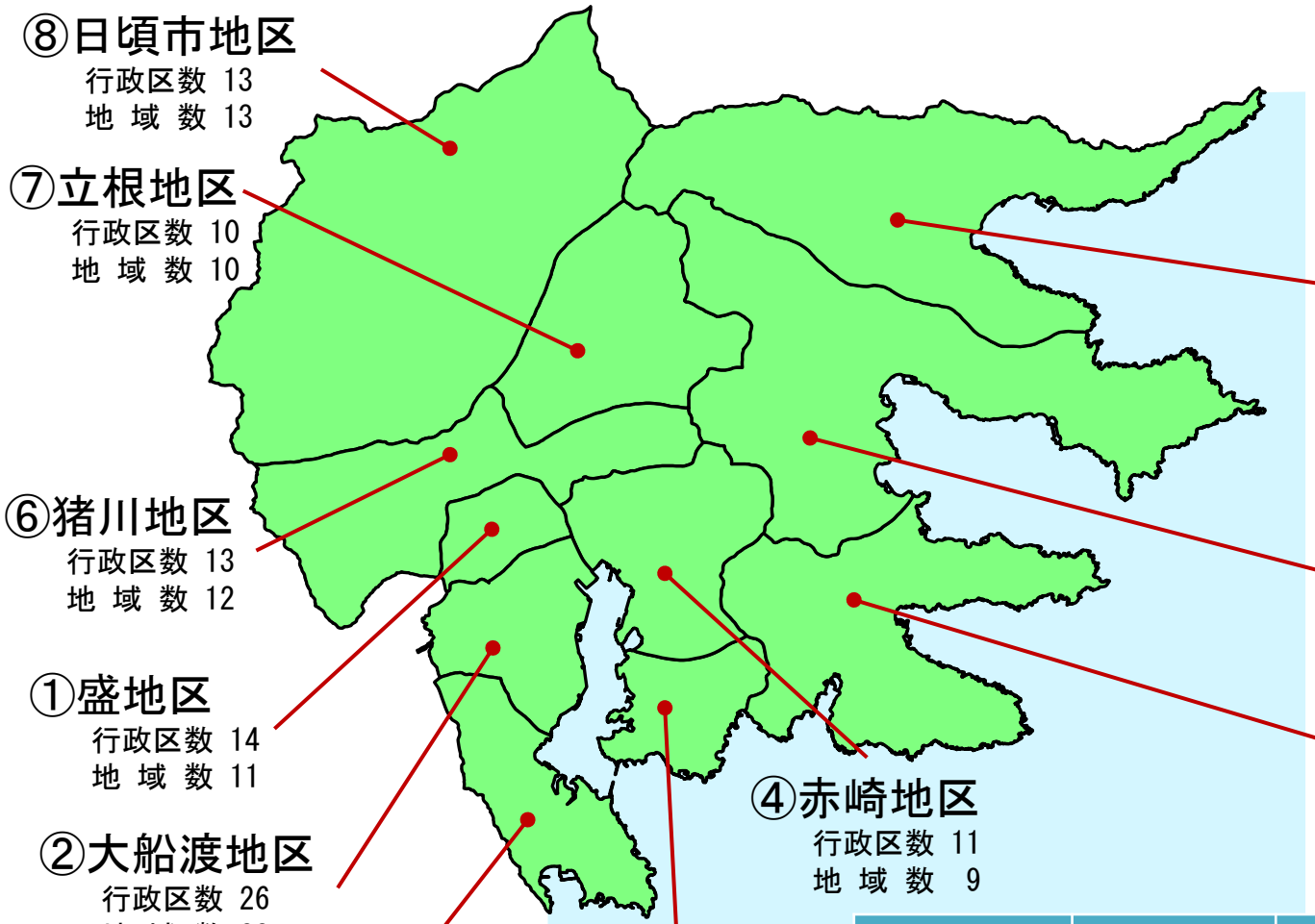

⑧日頃市地区
行政区数 13
地 域 数 13

⑦立根地区
行政区数 10
地 域 数 10

⑥猪川地区
行政区数 13
地 域 数 12

①盛地区
行政区数 14
地 域 数 11

②大船渡地区
行政区数 26
地 域 数 23

③末崎地区
行政区数 17
地 域 数 17

⑤蛸ノ浦地区
行政区数 5
地 域 数 5

④赤崎地区
行政区数 11
地 域 数 9

⑨綾里地区
行政区数 13
地 域 数 11

⑩越喜来地区
行政区数 10
地 域 数 8

⑪吉浜地区
行政区数 10
地 域 数 9

市内11地区に
128地域
（142行政区）

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	14,722	14,687	△35
人口(人)	40,896	36,227	△4,669

○地区

概ね「小学校区」を単位とした区域

各地区に地区公民館を設置　　地区のあり方が課題に

○地域

住民に最も密着した、概ね「行政区」の区域

全地域で地域公民館が活動　そのうち約8割が自治公民館

- 盛地区

- 面　　積　5.28㎢
- 行政区数　14行政区
- 地 域 数　11地域公民館（自治公民館）

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	1,429	1,662	233
人口(人)	3,491	3,576	85

大船渡地区

- 面　　積　14.34㎢
- 行政区数　26行政区
- 地 域 数　23地域公民館(自治公民館)

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	3,890	3,463	△427
人口(人)	9,938	7,860	△2,078

末崎地区

- 面　　積　14.89㎢
- 行政区数　17行政区
- 地 域 数　17地域公民館(自治公民館)

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	1,619	1,490	△129
人口(人)	4,951	4,077	△874

赤崎地区

- 面　　積　18.56㎢
- 行政区数　11行政区
- 地 域 数　9地域公民館(自治公民館)

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	1,407	1,291	△116
人口(人)	3,932	3,173	△759

蛸ノ浦地区

- 面　　積　9.64㎢
- 行政区数　5行政区
- 地 域 数　5地域公民館(自治公民館)

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	362	346	△16
人口(人)	1,236	1,065	△171

猪川地区

- 面　　積　26.36㎢
- 行政区数　13行政区
- 地 域 数　12地域公民館(自治公民館)

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	1,511	1,762	251
人口(人)	4,138	4,334	196

立根地区

- 面　　積　21.84㎢
- 行政区数　10行政区
- 地 域 数　10地域公民館(自治公民館)

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	1,382	1,717	335
人口(人)	3,851	4,281	430

● 日頃市地区

- 面　　積　74.13㎢
- 行政区数　13行政区
- 地 域 数　13地域公民館(自治公民館)

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	666	684	18
人口(人)	2,065	1,841	△224

● 綾里地区

- 面　　積　34.69㎢
- 行政区数　13行政区
- 自治会数　11町内会、契約会等

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	870	835	△35
人口(人)	2,906	2,432	△474

● 越喜来地区

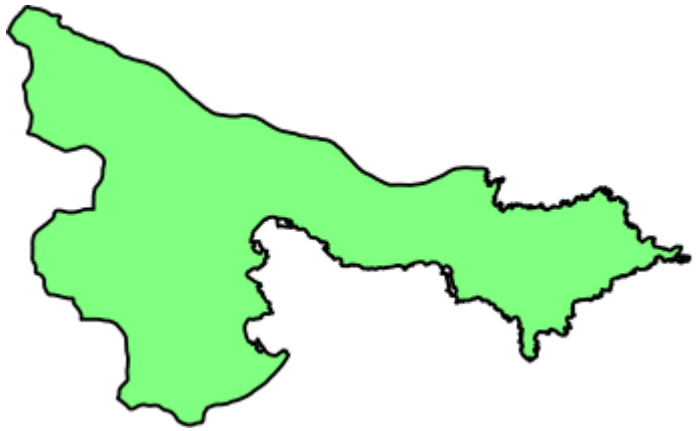

- 面　　積　53.51㎢
- 行政区数　10行政区
- 自治会数　8自治会、部落会等

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	1,100	965	△135
人口(人)	2,928	2,340	△588

● 吉浜地区

- 面　　積　48.66㎢
- 行政区数　10行政区
- 地 域 数　9部落会等

区分	H22.10.1	H30.12.31	増減
世帯数	486	472	△14
人口(人)	1,460	1,248	△212

２　地区の現状

地区公民館の施設形態

地区公民館名	別名・併設施設	管理形態	備考
盛　地　区	市民交流館・カメリアホール	指定管理(業者)	中央公民館併設 中央公民館職員常駐
大船渡地区		館　長	
末崎地区	ふるさとセンター(むらづくり研修施設)	指定管理(地区)	
赤崎地区		館　長	
蛸ノ浦地区	蛸ノ浦漁村厚生施設(むらづくり研修施設)	指定管理(地区)	
猪川地区		館　長	
立根地区	立根生活改善センター(むらづくり研修施設)	指定管理(地区)	
日頃市地区		館　長	
綾里地区	綾里地域振興出張所 綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール	市	出張所職員常駐
越喜来地区	三陸公民館	指定管理(業者)	
吉浜地区	吉浜地域振興出張所 吉浜地区拠点センター	市	出張所職員常駐

市立公民館（社会教育施設）として、上記11地区公民館のほか、
中央公民館（市職員配置）と三陸公民館（市職員なし）を設置

地区公民館の職員体制

- 各地区公民館に地元の方を市非常勤特別職として配置
  館長１人、主事１人、書記２人（大船渡地区は４人）

  - 館長、主事
    毎日又は週２～３日交代で、半日又は全日勤務
    施設管理を行っていない地区は、随時勤務
    ただし、どの地区も会議、行事等があれば曜日、
    時間に関わらず出勤
  - 書記
    地区の実情にあわせて、必要に応じて出勤
    毎週、定期的に出勤している地区もある

地区公民館の組織体制

地区毎に「地区公民館運営委員会」を設置し、地区公民館の活動を支援、協力
「地区公民館運営委員会」の組織構成は地区によって異なる

①地区公民館運営委員会に主な関係者・団体が参画

地区公民館（館長・主事・書記）

地区公民館運営委員会

- PTA
- 小中学校
- 消防団
- 婦人会
- 老人クラブ
- 交通安全協会
- 防犯協会
- 体育協会
- 民生児童委員協会
- 地域公民館等

②主に地域の自治組織が、地区のコミュニティ活動を展開
地区公民館はその一部

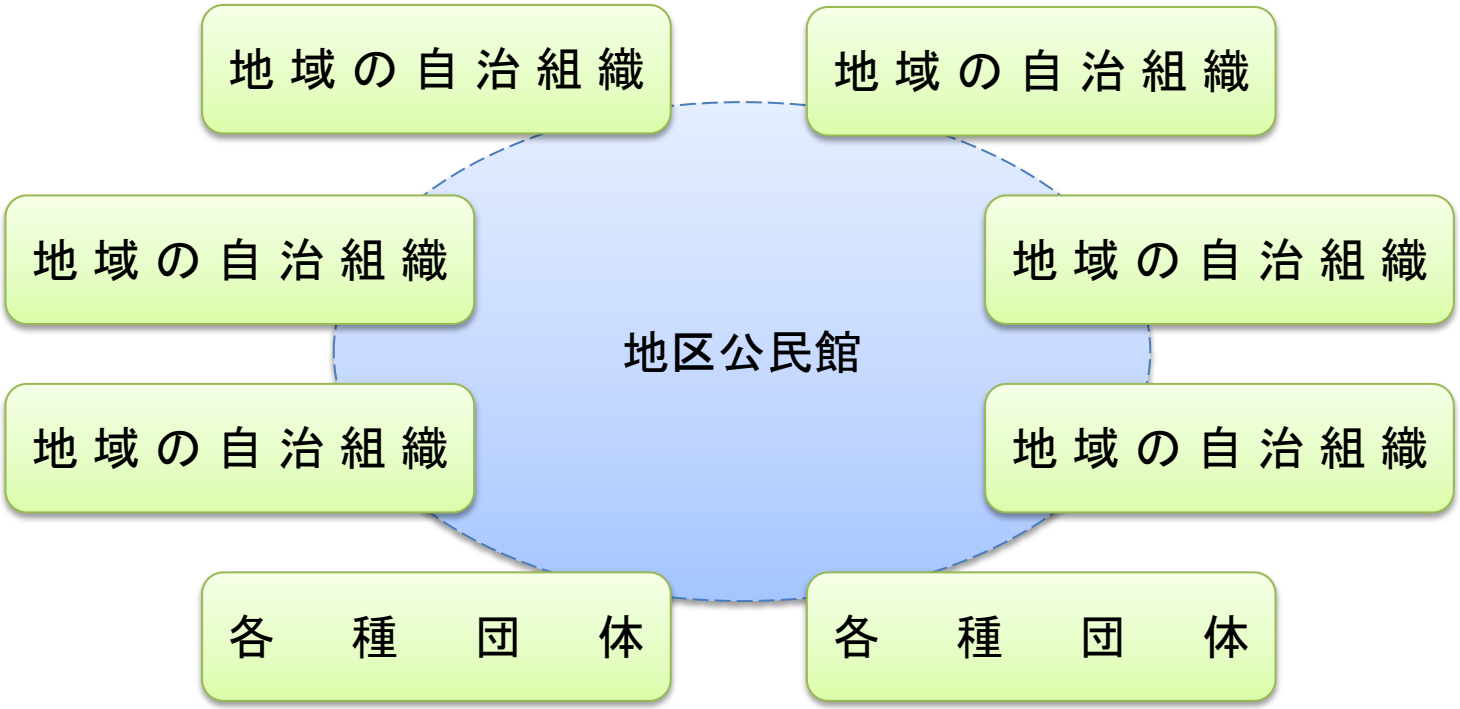

ほかにも地区によってさまざまな形がある

自治組織と「地域」公民館

- 「地域公民館」は、地域によって位置づけが異なる
  - A　自治組織と一体（＝自治公民館）　全地域の約8割
  - B　町内会、部落会、契約会などの自治組織の一部門

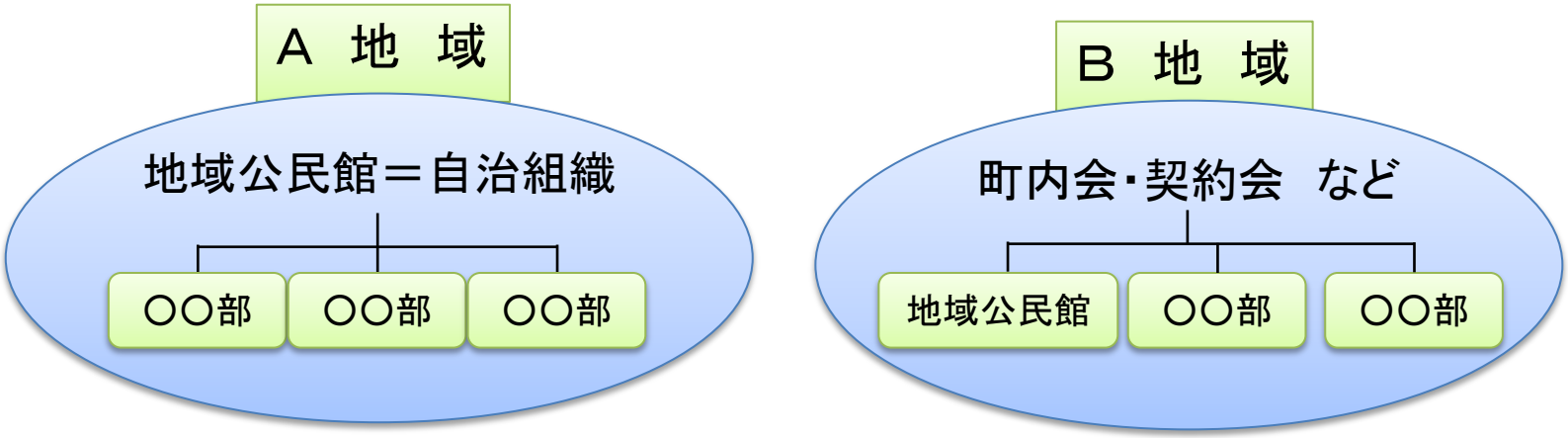

「大船渡式」地区公民館の歴史

地区公民館は、従来から「大船渡方式」として
地区の特色を活かしながら住民が主体的に活動

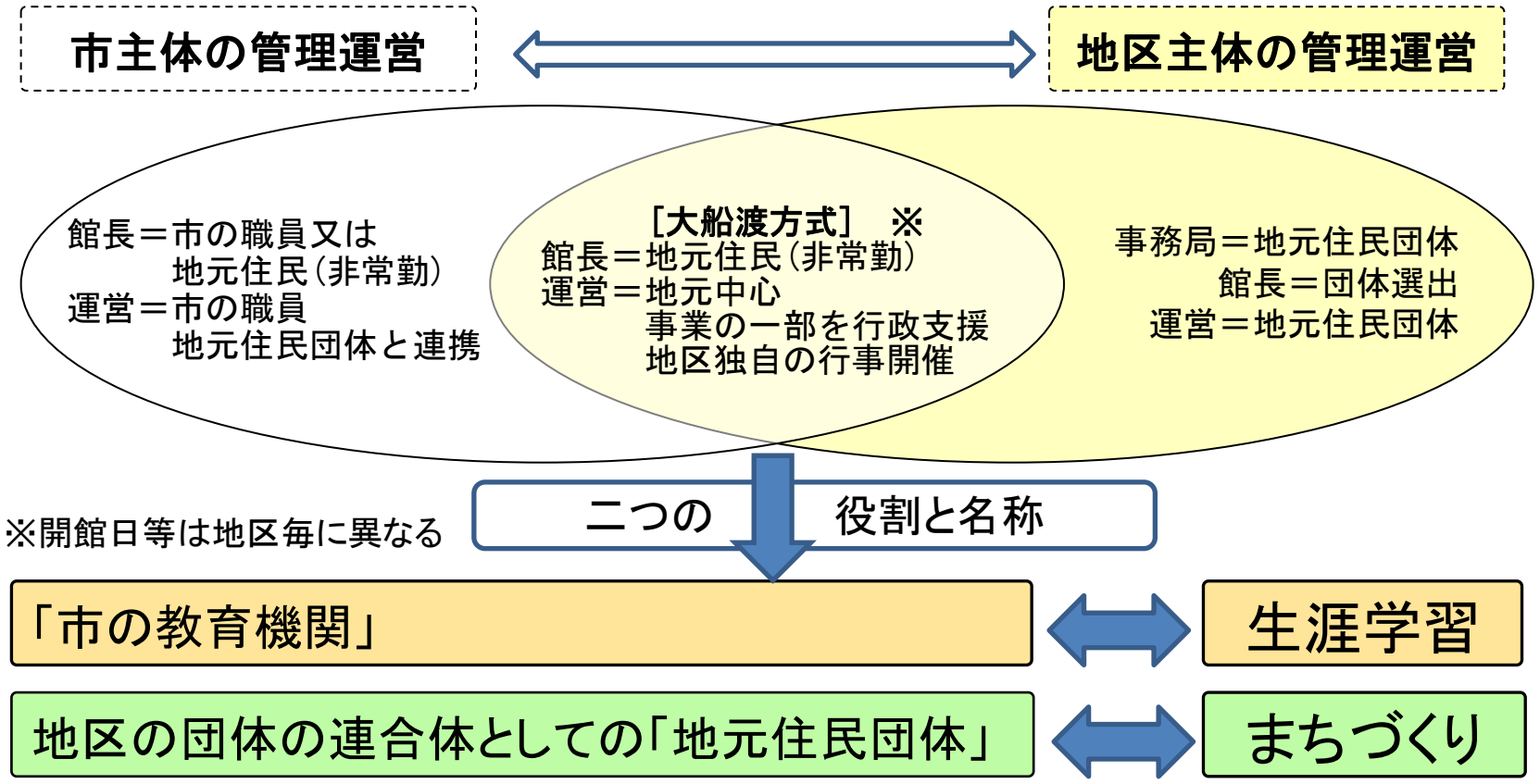

地区公民館の2つの二面性

- 役割の二面性
  - 社会教育法に基づき設置した市の「教育機関」
    各種講座をはじめとする生涯学習事業の展開
  - 地域自治会などの連合体としての「地元住民団体」
    敬老会などの行事の主催や市への地区要望への対応など、まちづくりの役割

- 名称の二面性

  市の施設、機関名称でありながら、地元住民団体の名称

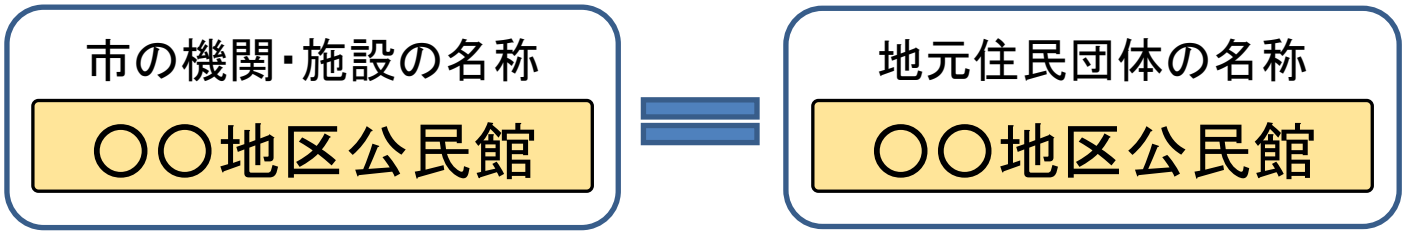

震災に伴う変化

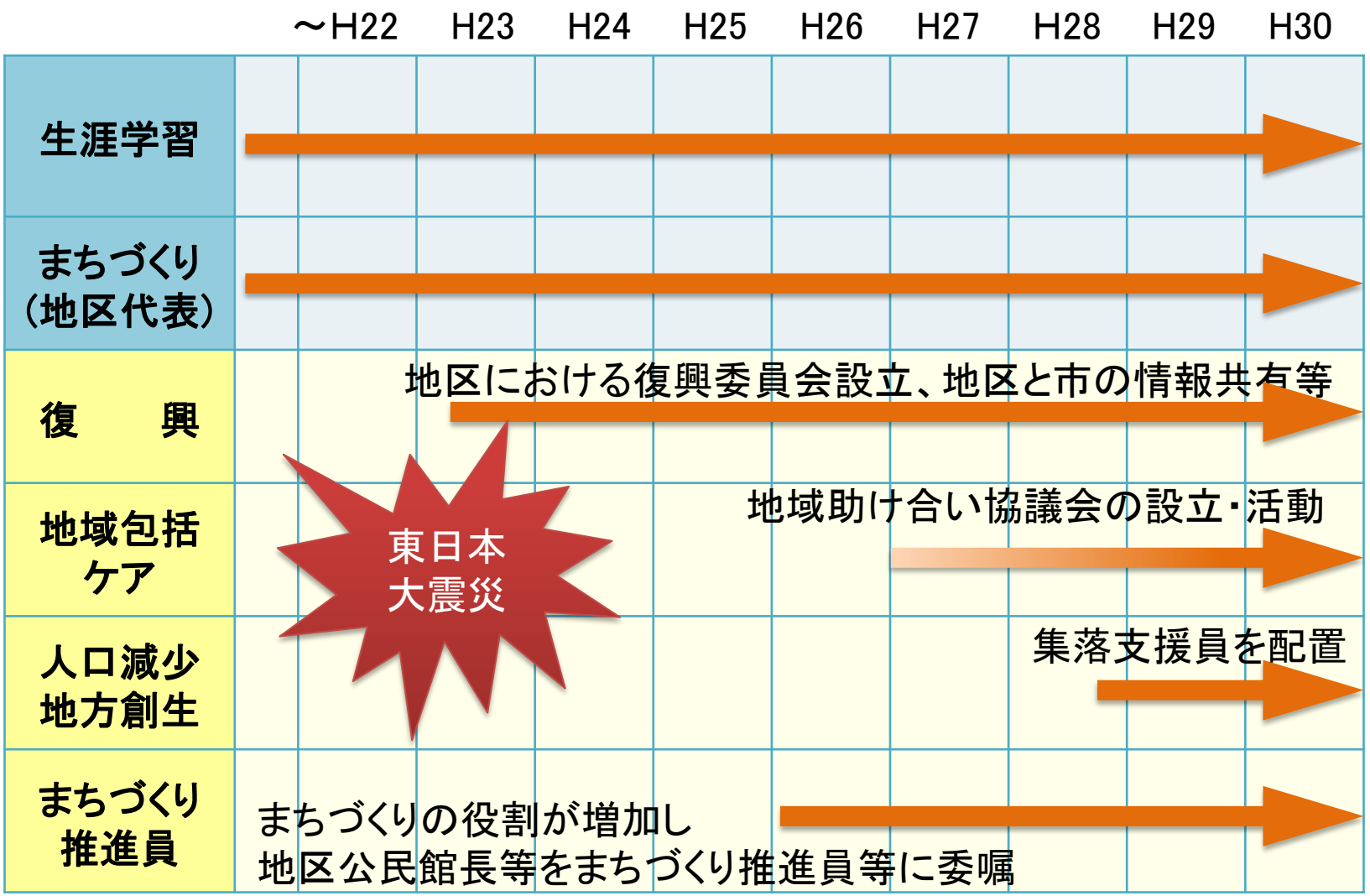
～H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
生涯学習
まちづくり
（地区代表）
復　　興
地区における復興委員会設立、地区と市の情報共有等
地域包括
ケア
東日本
大震災
地域助け合い協議会の設立・活動
人口減少
地方創生
集落支援員を配置
まちづくり
推進員
まちづくりの役割が増加し
地区公民館長等をまちづくり推進員等に委嘱

地域助け合い協議会

- 地域包括ケアシステム※の構築に向けた取組の一環

  ※地域包括ケアシステム＝誰もが、住み慣れた家で、地域で安心して暮らし続けることができるしくみ

- 住民主体で地域の課題について解決策等を検討し、支え合い活動の創出をめざす

- 現在、11地区中10地区で「地域助け合い協議会」を設立し、活動を展開している

- 地区公民館とは別組織だが、多くの地区公民館が、地域助け合い協議会の設立や活動に深くかかわっている

地区公民館業務の増加と変化

- 復興や地域助け合い事業等、地区におけるまちづくり事業が増加している

- これに伴い、地区公民館の責務が増し、活動の分野がより広範となっている

- 市から地区公民館への依頼文書件数（平成29年度）

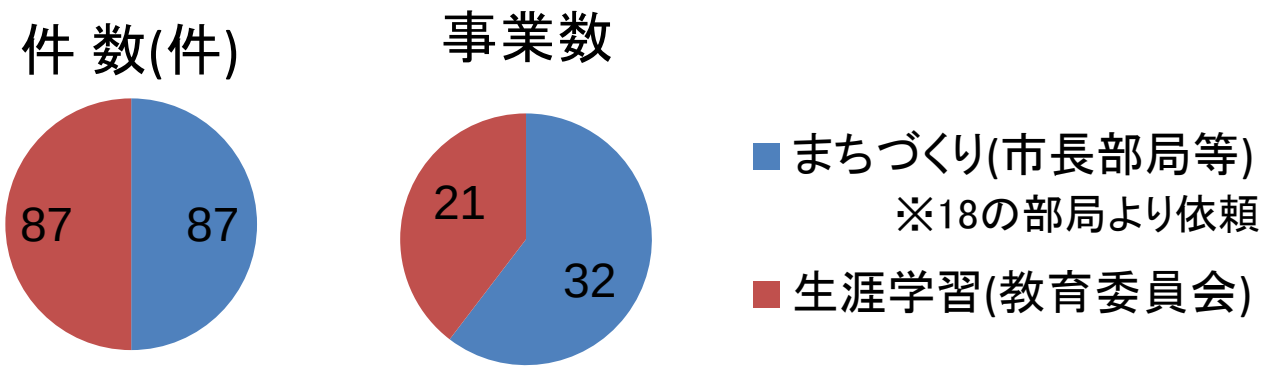

館長・主事への負担集中と担い手不足

- 施設の管理と公民館業務の運営を、主に館長、主事が行っており、館長、主事等に負担が集中している
- 地区公民館運営委員会は、審議決定機関となっており、地区内の横の連携が薄い傾向にある
- 少子高齢化によって地区の担い手が不足し、役員も高齢化している

人口減少社会への対応

- 今後想定される人口減少社会において

  地区　　担い手の「不足」「高齢化」が加速
  行政　　職員数や財政規模が縮小する可能性
  　　現在と同水準の住民サービスの維持が課題

生涯暮らし続けられる持続可能な地区づくりの必要性

- 集落支援員を市内2地区に配置し、地区の課題解決に向けた活動を支援する取組をスタート

国の動向　地域運営組織の形成促進

国では、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、
将来にわたって住民が暮らし続けられる、時代にあった地域づくりとして

- 住民が主体となった集落生活圏の将来像の合意形成
- 地域の課題解決のための持続的な取組体制（＝地域運営組織）の形成
- 地域で暮らしていけるサービスの維持・確保

などを図る必要があるとしている

国の動向　社会教育の振興方策を検討

「人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」に関する文部科学大臣からの諮問に対し、

平成30年12月、中央教育審議会から、今後の社会教育施設に求める役割や所管のあり方について答申

- 地域における社会教育の意義と果たすべき役割

  ⇒人づくり・つながりづくり・地域づくり

- 今後の社会教育施設（公民館）に求められる役割

  ⇒地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する

  センター的役割

地区と行政のあり方検討に向けた平成30年度の取組

時期	内　　容
4月	・企画政策部に市民協働準備室を設置 ・市内地区公民館訪問（地区の現状と課題の聞き取り） ・先進地視察（一関市）
5月	・第1回地区公民館長・主事会議（市民協働準備室の取組説明） ・先進地視察（遠野市）
6月	・地域づくり講演会（明治大学連携事業として小田切徳美教授から「地域再生の道―全国の『地域づくり』事例より―」をテーマに講演） ・地域づくり懇談会（全11地区公民館で、市が検討している協働の考え方や先進地における地域運営組織の活動事例等について説明し、地区役員と懇談）
8月	・市広報誌「広報大船渡」で、特集「持続可能な地域づくりに向けて」を掲載 ・先進地視察（奥州市）
9月	・先進地視察（花巻市）
10月	・地区公民館長・主事に対する業務に関するアンケートの実施 ・先進地視察（一関市大東町曽慶・山形県川西町を地区公民館長・主事とともに視察）
11月	・第2回地区公民館長・主事会議（アンケート結果、地域づくり懇談会・視察報告）
1月	・第1回まちづくり推進員及びまちづくり推進協力員懇談会（今後の協働のまちづくりに係る意見交換） ・先進地視察（北上市）

３　協働のまちづくり検討委員会設置の趣旨

本検討委員会設置の趣旨

- 地区を取り巻く環境が大きく変化する中、地区が将来にわたり持続するためには、地区と行政が時代に対応した新たな関係を構築し、ともに協働しながらまちづくりを推進する必要がある

- 専門的見地から下記について助言、検討
  - 今後の地区のあり方
  - 今後の行政のあり方、地区への支援方策
  - 今後の進め方　など

- 具体的な取組が始まりだしたら…
  地区・行政・中間支援組織による取組の検証とアドバイス

委員会開催スケジュール

平成30年度

回	開催時期	内容
第1回	2月	・地区の概要と現状、これまでの取組状況に関する説明 ・質疑
第2回	3月～4月	・今後の地区のあり方案に関する説明 ・検討・協議

平成31年度

回	時期	内容
3回 程度	5月～2月	・今後の地区のあり方案の検討、協議 ・今後の行政のあり方案の検討、協議 ・地区公民館の活動視察